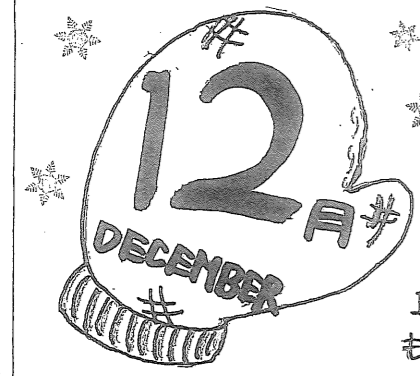


月刊 利根日石新聞

2009年11月1日創刊 令和4年1月号

発行 利根日石株式会社 TEL0278-24-1635
 本社 販売管理課 FAX0278-23-7980



カレンダーも最後の1枚になりました。
 谷川岳や武尊山がきれいに白くなった日が、まだ1日?位
 でしょうか。今年はまだ暖かいです。
 雪の日の朝の澄んだ空気は気持ちのよいものですか。
 そんな日が昔の様に懐かしん思えます...

11月3日は毎年県民マラソンが行なわれますが、今年は卓球の県民大会
 もありました。前橋や高崎市など、各地区ごとの団体戦で、私も
 初めて沼田チームに参加させていただきました。もちろんサバメンバース
 “応援団”と審判でがんばりました。仲間の良い所も共有し、みんなを応援して、ちよと感動し、
 選手で戦っていないのも、それぞれ役割があり、意味があるんだよと言ってもらい、とても有意義な1日を
 過ごせました。皆様に感謝です。

年末の酉己達は大変混み合います!
 『前日注文』での御協力をお願い申し上げます
 本年も利根日石をご利用いただきまして、誠にありがとうございました。

2024~2025 年末年始の営業時間のご案内

事業所名	12/30(月)	12/31(火)	2024/1/1(水)	1/2(木)	1/3(金)	1/4(土)	1/5(日)	1/6(月)
ENEOS DD沼田店 0278-24-1011 (戸鹿野町 旧17号)	8:00 ~ 19:00	8:00 ~ 19:00	休業	9:00 ~ 18:00	9:00 ~ 18:00	8:00 ~ 19:00	8:00 ~ 19:00	通常営業 7:00 ~ 20:00
ENEOS DD沼田インター店 0278-24-2345 (上原町 R120号)	8:00 ~ 19:00	8:00 ~ 19:00	休業	9:00 ~ 18:00	9:00 ~ 18:00	8:00 ~ 19:00	8:00 ~ 19:00	通常営業 7:00 ~ 20:00
ENEOS DD渋川矢の頭店 0279-23-8122 (金井南町 交差点)	8:00 ~ 19:00	8:00 ~ 19:00	休業	9:00 ~ 18:00	9:00 ~ 18:00	8:00 ~ 19:00	8:00 ~ 19:00	通常営業 7:30 ~ 20:00
ENEOS 馬喰町SS 0278-22-2027 (上之町 交差点南)	8:00 ~ 18:00	8:00 ~ 17:00	休業	休業	休業	9:00 ~ 17:00	休業	通常営業 7:30 ~ 19:00 日曜 祝日 第2第4土曜日休業
ENEOS 沼田インター西SS 0278-24-8111 (桜町 R120号)	8:00 ~ 19:00	8:00 ~ 18:00	休業	9:00 ~ 18:00	9:00 ~ 18:00	9:00 ~ 18:00	8:00 ~ 19:00	通常営業 7:30 ~ 20:00
ホームエネルギー課 0278-24-1635 (燃料配達・LPガス)	休業	休業	休業	休業	休業	通常営業 8:00 ~ 17:00 (日曜定休)	休業	通常営業 8:00 ~ 17:00 (日曜定休)
ベントリー沼田店 0278-60-2620 (戸鹿野町 旧17号)	休業	休業	休業	休業	休業	通常営業 8:30 ~ 17:00 (日曜定休)	休業	通常営業 8:30 ~ 17:00 (日曜定休)

※全営業所とも29日までは通常営業です。尚、セルフ沼田バイパス店は年末年始も通常通り24H営業(am3:00~4:00は休憩)おこないます。
 ※灯油等燃料油の配達営業は年末28日まで、新年は4日より通常営業となります。休業日に配達や作業など必要な場合には事前にご連絡下さい。

激変緩和補助金、縮小へ!

既にテレビや新聞などで報道されていますが、ガソリンを始め石油製品に支給されている国の補助金が12月より段階的に縮小されます。12月で5円、さらに来年1月にさらに5円、合わせて10円の支給がカットされます。つまり、来年の1月末にはガソリンなどの値段が今より10円ほど高くなるという事です。

そもそも、現在、支給されている補助金の支給額は、毎週、原油価格や為替、全国平均販売価格などを基に算出されています。その計算方法は「全国平均価格が175円になるように」、前週の原材料コスト(原油価格や為替など)と、全国平均価格を所定の式にあてはめて計算されています。この原稿を寄っている11月最終週を例にすると、1Lあたり、16.3円の補助金が支給されています。これはENEOSや出光などの元売りに支給され、私たちのような地域の特約店には補助金分が差し引かれた価格で卸されています。この16.3円の中の10円が12月と1月で2回に分けて縮小されるという事です。これはガソリンだけでなく、軽油や灯油、重油など全ての石油製品に対してです。

トランプ次期大統領が公言どおり、ロシアのウクライナ侵攻を止め、ロシアへの経済制裁が解けて、結果として世界の原油価格が下がれば、補助金が縮小しても影響は少ないですが、残念ながら来年の1月、就任早々にそこまで進むとは思えません。為替も向こう1~2ヶ月で大きく円高に振れることもないでしょう。

先の衆議院選で大躍進を遂げた国民民主党がかねてより訴えている「トリガ条項」の復活が実現すれば現在のガソリン税53.8円が28.7円に減少するので、実質25.1円安くなります。つまり、今の補助金より削減効果は大きくなります。ちなみに、このガソリン税53.8円ですが、本来の税金は28.7円なんです。この分は「本則税率」と呼ばれています。そのほか、1974年に53.8円に引き上げられました。当時、不十分だった交通網を整備する予算が足りないから、という理由です。当時、この増税分を「暫定税率」と呼び、ガソリン税は道路にのみ使われる「道路特定財源」とされました。しかし、交通網が整備され、そこまでの予算は必要なくなったことから、2009年に「道路特定財源」から何でも使える「一般財源」になったんです。本来の趣旨からすれば、必要がなくなったんだから「暫定税率」を廃止するべきでしょう。「暫定」なんですから、ですが他の予算が足りないという理由で、名前だけ変えられて、当時の「暫定的な」税率が残ってしまっているんです。

しかも、「トリガ条項」は2011年の東日本大震災が発生し復興財源が必要だから、という理由で一時的に棚上げされたままです。震災から14年近く経ち、大部分の復興は成し遂げられてきている今、なぜまだ棚上げする理由があるのでしょうか?

こうした背景を踏まえれば玉木代表の言うとおり、物価が上がり生活が苦しい今こそ、トリガ条項を復活させることは理に適っていると思います。但し、トリガ条項はあくまでガソリン税に関するものなので、軽油や灯油など、ガソリン以外の石油製品には適用されません。

いざいにして、無尽蔵に補助金を出し続ける事は是非は向かい合えるべきかも知れませんが、何も冬本番のこの時期にやらなくても良いのでは?というのが本音です。

10円の値上げはご利用になる皆様はもちろん、販売する側の私どもとしても、とても厳しい冬になりそうです...

※... オイル・グリズなどは含まれません